

【研究ノート】

女性差別撤廃委員会第 72 会期における審議状況

秋月 弘子

はじめに

2019年2月18日から3月8日の間、スイスのジュネーブにある国連欧州本部において、女性差別撤廃委員会第72会期会合が開かれた。本稿では、女性差別撤廃条約および女性差別撤廃委員会について概説したのち、第72会期における審議状況について報告し、今後の研究課題を提示する。

I 女性差別撤廃条約および女性差別撤廃委員会

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下、女性差別撤廃条約または条約）」¹⁾は、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的、その他のいかなる分野においても、女性に対して性に基づく区別、排除、制限を行うことにより、女性が人権および基本的自由を享有し行使することを害したり、無効にしたりするような、あらゆる形態の差別を撤廃し、男女の完全な平等の実現を目的としている²⁾。第1条から第16条までが、女性の具体的な権利について言及した、実質規定となっている³⁾。

この条約の特筆すべき点は、第一に、法令上の平等だけでなく事実上の平等をも求めていること、第二に、公的機関に対し直接的に差別の禁止を義務付けるだけでなく、個人、団体、企業などの私人間においても差別や、差別となる慣習および慣行を廃止することを締約国に求めていること、第三に、事実上の平等を促進するために、暫定的な特別措置を取ることを容認してい

ること⁴⁾、である。

女性差別撤廃委員会 (the Committee on the Elimination of Discrimination against Women、以下、CEDAW) は、条約第17条に基づき、「この条約の実施に関する進捗⁵⁾ 状況を検討するために」設置された⁶⁾。

CEDAW は、「徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する」⁷⁾ 23人の専門家から構成される。委員は、締約国の国民の中から締約国により指名され、締約国会議における秘密投票で、出席しかつ投票する締約国の半数以上の票を得た上位の者が選出される。委員の任期は4年である。委員は国籍国により指名されるが、国籍国からは独立した個人の資格で任務を遂行する⁸⁾。

委員の選出に当たっては、「委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されること」⁹⁾ が考慮される。

CEDAW の主たる任務は、第一に、締約国の報告書審査、第二に、一般勧告 (general recommendations) の採択、第三に、個人通報の審査および調査、である。

1 締約国の報告書審査

締約国は、女性差別撤廃条約第18条に従い、4年ごとに、更には、委員会が要請するときに、条約の「実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置、及び、これらの措置によりもたらされた進歩¹⁰⁾ に関する報告を、委員会による検討のため、国連事務総長に提出」しなければならない。

CEDAW は、締約国から提出された報告書の審査を、年3回開催される定期会合において行う。現在は、1回に3週間開かれる定期会合のうち、最初の2週間に8カ国の審査を行う。1カ国の審査を1日で行うが、審査時間は10時から13時までの3時間、および、15時から17時までの2時間の、合計5時間である。1年間に3回定期会合が開催されることから、1年間に審査できるのは24カ国のみであり、4年間で189カ国すべての締約国の審査

を終えることはできない。したがって、審査は予定より遅れるので、時には、2 回分（8 年間分）の報告書をまとめて審査する場合もある¹¹⁾。

報告書の審査は以下のプロセスで行われる。

<表 1 報告書審査の流れ>

報告書審査の流れ

締約国		委員会
4 年ごと Report (報告書)	→	
	←	List of Issues (質問票)
Reply (回答)	→	
	↓	
	Constructive Dialogue (建設的対話)	
	(審査)	
	←	Concluding Observations (総括所見) 4 つのフォローアップ事項
2 年以内 Follow-up Report	→	Level of Implementation (4 段階評価) (a) implemented (実施されている) (b) partially implemented (一部実施されている) (c) not implemented (実施されていない) (d) no response (回答がない)

締約国が報告書を提出すると、CEDAW は報告書に関する質問票 (List of Issues) を作成し¹²⁾、当該締約国に送付する。当該締約国は、質問票に対する回答を提出し、CEDAW による審査に臨む。審査は、当該締約国の代表団との対面審査である。締約国との対面審査は、締約国に対し、条約を実施できていないことを批判することが目的なのではなく、実施を阻む問題とその解決策を締約国および CEDAW が共に考えていくという姿勢から「建設的対話 (constructive dialogue)」と呼ばれている。

審査が行われた後、CEDAW は総括所見 (Concluding Observations) を作成

し、その中で、「条約上の権利の実現にとって主要な障害になっている事項であり、かつ2年以内に実行可能な課題」¹³⁾として、フォローアップ事項(最大4項目まで)を明記する¹⁴⁾。

その後、締約国は2年以内に上記事項に関するフォローアップ報告書を提出し、CEDAWは、同報告書を再び審査し、フォローアップ事項の実施状況を(a)実施されている(implemented)、(b)一部実施されている(partially implemented)、(c)実施されていない(not implemented)、(d)回答がない(not responded)の4段階で評価する。

審査から4年後、つまり、フォローアップ報告書を提出した2年後には、締約国は再び4年ごとの定期報告書を提出し、次の審査プロセスを迎えることになる。

CEDAW委員は、前回の審査の結論である総括所見で指摘された勧告が実施されているか、進捗が見られるか、という視点から、締約国の報告書、および、CEDAWの質問票に対する締約国の回答を読み、審査に臨むことになる。また、締約国の報告書以外にも、国連各機関、締約国に常駐する国連カンントリー・チーム、各種NGOからも締約国内の人権状況に関する情報が国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)に寄せられるので、CEDAW委員はそれらの情報も参考にしながら、条約の実施状況を中立かつ公平に審査していく。

このように、条約が締約国内で適切に実施されているか、前回の審査以降実施状況に進捗が見られるか、実施の妨げとなっている問題は何かについて定期的に審査が行われることにより、締約国は条約を実施するよう圧力をかけられ、実際に条約の実施へとつながるのである。

2 一般勧告の採択

CEDAWの第二の任務は、女性差別撤廃条約第21条に基づき、「締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行う」ことである。

一般勧告は、条約の特定の条項、または、それに基づいて生じるテーマや問題に関する一般的な勧告を詳述し、条約に基づく締約国の法的義務の内容に関する解釈を示すものである。CEDAW は一般勧告を採択することにより、締約国の報告書の中で取り上げてもらいたいと考える事項を概説し、締約国が条約上の義務を遵守するために必要な措置について締約国に詳細な解説を提供するよう努めている¹⁵⁾。

これまでに、女性の難民としての地位、ジェンダーに基づく女性に対する暴力、女性と女児の教育に対する権利、などのテーマに関する 37 の一般勧告が採択されている¹⁶⁾。

3 個人通報および調査

CEDAW の第三の任務は、個人通報の審査および調査である。

1999 年に採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書（以下、議定書）」¹⁷⁾ は、第 2 条において、議定書の「締約国の管轄の下にある個人又は集団であって、条約に定めるいずれかの権利の侵害の被害者であると主張する者またはそれらのものために行動する者」が、CEDAW に権利侵害の通報を提出することができる」と規定している。CEDAW は、議定書第 1 条に基づき、提出された通報を受理し検討する権限を与えられている。ただし、通報は書面で提出されなければならない、かつ、匿名の通報であってはならない。また、議定書の非締約国に関する通報も受理されない¹⁸⁾。

CEDAW は通報を非公開で検討し、見解または勧告を関係当事者に送付する¹⁹⁾。当該締約国は 6 か月以内に、CEDAW の見解または勧告に照らして取った措置に関する情報を含む書面の回答を CEDAW に送付する。CEDAW は、当該締約国がとった措置に関する追加的情報を、締約国の定期報告書の中で報告するように要請することができる²⁰⁾。

なお、CEDAW は、権利侵害の被害者に回復不能な損害が生じる可能性がある場合には、そのような損害を避けるために必要な暫定措置を取るよう要

請することもできる²¹⁾。

個人通報は、2019年1月24日までに、40カ国に対して139の通報があり、そのうち、受理不能が39件、終了が11件、権利侵害ありと認定された事例が28件、権利侵害なしと認定された事例が5件、登録され保留中が56件となっている²²⁾。CEDAWの個人通報の審査結果の実施率は75%で、人権条約機関の中で一番高い実施率となっている²³⁾。

またCEDAWは、「締約国が条約に定める権利の重大な又は組織的な侵害を行っていることを示す信頼できる情報を受理した場合」には、当該締約国に対し、当該情報に関する所見を提出するよう要請することができる²⁴⁾。「重大な」権利侵害とは、女性の生命や身体的、精神的安全に関する権利の侵害であり、「組織的な」侵害か否かは、侵害の規模や範囲、制度や政策の有無などにより判断される²⁵⁾。

CEDAWは、当該締約国が提出する所見、および、利用可能な他の信頼できる情報を非公開で検討し、調査を行う。また、受理された情報に正当な根拠があり、当該締約国の同意がある場合には、調査のための当該国領域への訪問を行うこともできる。CEDAWは、この調査結果とともに、CEDAWの意見および勧告を関係締約国に送付する²⁶⁾。当該締約国は、通常、6か月以内にCEDAWの調査結果、意見および勧告について自身の所見を提出し、CEDAWからの要請があった場合には、調査結果に対して講じられた措置について通知するよう求められる。

このように、CEDAWは個人通報の審査を行うだけでなく、重大かつ組織的な権利侵害については、調査、訪問を行って、権利侵害の有無の認定や勧告を行うことにより、締約国内で条約が実施されるように迫るのである。

本節では、女性差別撤廃条約およびCEDAWの任務について概説してきたが、次節では、第72会期会合において実際にどのような審議が行われたかについて紹介する。

II 第 72 会期における審議状況

1 委員会の構成

第 72 会期は、2018 年 6 月 7 日にニューヨークの国連本部で開催された締約国会議において選出²⁷⁾された 12 名の新委員（ただし、5 名は再任）を加えた新しい体制で会合が行われた（表 2 参照）²⁸⁾。

<表 2 現 CEDAW 委員>

現 CEDAW 委員

氏名	国籍	職業	任期
<u>Ms. Gladys Acosta Vargas</u>	ペルー	元国連職員	2022 再任
<u>Ms. Hiroko Akizuki</u>	日本	大学教授 (国際法)	2022 新
<u>Ms. Tamader Al-Rammah</u>	サウジアラビア	国家公務員 (医学)	2022 新
<u>Ms. Nicole Ameline</u>	フランス	政治家	2020
<u>Mr. Gunnar Bergby</u>	ノルウェー	裁判所事務局長	2020
<u>Ms. Marion Bethel</u>	バハマ	弁護士	2020
<u>Ms. Louiza Chalal</u>	アルジェリア	国家公務員 (教育学)	2022 再任
<u>Ms. Esther Eghobamien-Mshelia</u>	ナイジェリア	コンサルタント	2020
<u>Ms. Naéla Gabr</u>	エジプト	外交官	2022 再任
<u>Ms. Hilary Gbedemah</u>	ガーナ	弁護士	2020
<u>Ms. Nahla Haidar</u>	レバノン	元国連職員 (法社会学、国際法)	2020
<u>Ms. Dalia Leinarte</u>	リトアニア	大学教授 (歴史学)	2020
<u>Ms. Rosario G. Manalo</u>	フィリピン	外交官	2020
<u>Ms. Lia Nadaraia</u>	ジョージア	大学教授 (ジェンダー論)	2022 再任
<u>Ms. Aruna Devi Narain</u>	モーリシャス	裁判官 (憲法、刑法、民法)	2022 再任
<u>Ms. Ana Pelaez Narvaez</u>	スペイン	障がい者団体職員 (心理、教育)	2022 新
<u>Ms. Bandana Rana</u>	ネパール	ジャーナリスト	2020
<u>Ms. Rhoda Reddock</u>	トリニダード・トバゴ	大学教授 (ジェンダーと開発)	2022 新
<u>Mr. Elgun Safarov</u>	アゼルバイジャン	大学講師 (国際法、家族法)	2022 新
<u>Ms. Wenyan Song</u>	中国	女性団体職員 (法学、教育)	2020
<u>Ms. Genoveva Tisheva</u>	ブルガリア	団体職員 (法学、人権)	2022 新
<u>Ms. Franceline Toe Bouda</u>	ブルキナ・ファソ	弁護士	2022 新
<u>Ms. Aicha Vall Verges</u>	モリタニア	国家公務員、政治家 (経済学)	2020

現委員の国籍の地理的配分を見ると、アフリカ7名（前期より1名増）、アジア6名（同1名減）、中南米3名（変更なし）、東欧4名（同2名増）、西欧・その他3名（同2名減）で、東欧が相対的に多く、西欧・その他が相対的に少なくなっている。委員の職業・専門分野で見ると、女性問題の専門家、法律の専門家、公務員（元国連職員、外交官など）が約3分の1ずつとなっており、世界の女性の置かれている状況を良く知り、女性の権利という法的問題について、国連システムの中で締約国と建設的に対話していくというCEDAWの任務を十分に担える構成となっていると考えられる。締約国による投票で選出されるCEDAW委員であるが、地理的配分においても、専門分野においても、バランスよく選出されているといえるであろう。

新体制のCEDAWを支える執行部は、各地域から選出されたHilary Gbedemah議長（ガーナ）、Gladys Acosta Vargas副議長（ペルー）、Nicole Ameline副議長（フランス）、Bandana Rana副議長（ネパール）、Lia Nadaraia書記（ジョージア）という構成となっている。

2 締約国の報告書審査

第72会期の審査対象国は、アンゴラ²⁹⁾、アンティグア・バーブータ³⁰⁾、ボツワナ³¹⁾、コロンビア³²⁾、エチオピア³³⁾、ミャンマー³⁴⁾、セルビア³⁵⁾、イギリス³⁶⁾の7カ国であった。当初ブルガリアの審査も予定されていたが、ブルガリアからの要請により、同国の審査は延期された。

第72会期における報告書審査で特記すべきことは、ミャンマーの審査は、4年ごとの定期報告書審査ではなく、条約第18条1項(b)に基づき、北ラカイン州におけるロヒンギャ女性と女兒の状況に関する報告をCEDAWが要請した特別報告書(an exceptional report)の審査であったことである³⁷⁾。

2016年に開催されたミャンマーの第4回および第5回定期報告書³⁸⁾の審査後、CEDAWはミャンマーに対し、ロヒンギャおよび他の民族集団の出生登録を確保し、市民権に関してロヒンギャの女性および女兒が直面するすべての障害を取り除き、少数民族の女性および女兒に対する性的およびそ

の他の形態のジェンダーに基づく暴力の申し立てを調査するための独立機関を緊急に設立し、また、加害者とされる容疑者を起訴し、有罪判決を受けた場合には、適切な制裁措置によって加害者を罰するように勧告していた（*prosecute alleged perpetrators and, if convicted, punish them with appropriate sanctions*³⁹⁾）。さらには、これらの勧告を実施するために講じられた措置に関する情報を 2018 年 7 月までに提出するよう要請していた⁴⁰⁾。

また CEDAW は、第 68 回会期の 2017 年 11 月 17 日に、2017 年 8 月 25 日の暴力発生以降の北ラカイン州出身のロヒンギヤの女性と女兒の状況について、2018 年 5 月までに特別報告書を提出するようミャンマー政府に要請することを決定していた⁴¹⁾。第 72 会期におけるミャンマーの審査は、上記のような背景から行われたのであった。

ミャンマーの特別審査に関する総括所見では、ロヒンギヤの女性に市民権を与えるように差別的な市民権法を改正することのみならず、軍人、警察官を含む政府関係者が人権侵害を行っても処罰から免除されることを認めている憲法を改正することまで勧告している⁴²⁾。

また、イギリスの審査で興味深い点は、同国の EU 離脱（Brexit）が予定されていることから、CEDAW は、より人権基準が高いと思われる EU 法からの離脱により、女性のエンパワーメントに関する包括的な措置や、女性差別撤廃条約の規定を盛り込んだイギリス国内法がない場合には、締約国における女性の権利の保護が退行する可能性があること、Brexit の経済的悪影響や、女性と女兒のための特別プログラムのための EU 資金の喪失によって、女性が過度に影響を受ける可能性があることを懸念し、指摘したことである。とくに、北アイルランドの女性が影響を受ける可能性に懸念を示した。

CEDAW は、イギリスに対して、北アイルランドの女性を含む女性の権利についての EU からの離脱の影響評価を徹底的に行い、悪影響を軽減するための効果的な措置を取ること、および、イギリス国内法に女性差別撤廃条約、欧州人権条約、EU の法的措置および裁判所の判決を含め、現在の課題に取り組むためのアプローチの中心に人権および女性のエンパワーメントを

含めることを勧告した。このように CEDAW の審査は、Brexit という、一見、人権問題とは関係ないように思える問題についても、そこから生じる女性と女兒への影響を見落とさずに検討する、詳細な審査となっている。

定期審査の約2年後に行われるフォローアップ報告書の審査は、アルゼンチン⁴³⁾、エストニア⁴⁴⁾、ガーナ⁴⁵⁾、レバノン⁴⁶⁾、オランダ⁴⁷⁾、フィリピン⁴⁸⁾、ウルグアイ⁴⁹⁾ について行われた。

3 個人通報および調査

個人通報に関しては、本会期に先立って、5地域の代表者からなる個人通報作業部会によって原案が作成される。現在の個人通報作業部会のメンバーは、Nicole Ameline (フランス)、Gladys Acosta Vargas (ペルー)、Nahla Haidar (レバノン)、Dalia Leinarte (リトアニア)、Aruna Narain (モーリシャス) の5名である。なお、個人通報作業部会は、メンバーの過半数は法律家であることとされている。

第72会期は、4件の個人通報について審議し、個人通報番号65/2014 (対ロシア、ドメスティック・バイオレンス)、個人通報番号96/2015 (対デンマーク、ノン・ルフールモン)、個人通報番号98/2018 (対ロシア、ホモセクシュアル活動家へのハラスメント) の3件については受理不能と決定した。また、ウクライナに対する通報については、再検討のため個人通報作業部会に戻すことを決定した。

個人通報番号97/2015 (対スイス、ノン・ルフールモン) については、通報者たちにはすでに一時的な滞在許可証が発行されており、アフガニスタンへ強制送還される危険性はなくなったため、審査を終了することを決定した。

また、11件の個人通報事例について、フィンランド、ジョージア、メキシコ、モルドバ、ペルー、ロシア、スロバキア、スペイン、タンザニア、東チモールの10カ国との対話を継続することを決定した⁵⁰⁾。

調査に関しても、本会期に先立って、5地域の代表者からなる調査作業部

会によって原案が作成される。現在の調査作業部会のメンバーは、Gunnar Bergby（ノルウェー）、Marion Bethel（パハマ）、Lia Nadaraia（ジョージア）、Rosario Manalo（フィリピン）、Aicha Vall Verges（モーリタニア）である。

フィリピンに関する調査番号 2010/1 に関しては、CEDAW は、調査のためのフォローアップ手続の下で同国が提出した情報の評価および調査作業部会の勧告を承認した。

キルギスタンに関する調査番号 2014/1、および、イギリスに関する調査番号 2011/2 に関しては、両国に対し、CEDAW の調査報告に含まれる勧告に関するフォローアップ情報を 6 か月以内に提出するよう要請することとした⁵¹⁾。

4 その他の決定

第 72 会期におけるその他の決定は、一般勧告第 31 号（児童の権利委員会一般意見第 18 号）有害慣行の修正（決定 72/6）、国際女性の日にに関する列国議会同盟（IPU）との共同声明（決定 72/8）、簡易報告手続における締約国の適格性（eligibility）（決定 72/10）、2019 年 9 月の国連気候変動サミットへの人権と気候変動に関する共同声明（決定 72/11）、作業部会の合理化（決定 72/12）など、多岐にわたっている。

この中で、作業部会の合理化については、個人通報作業部会、調査作業部会、作業方法作業部会は常設とすることが確認された。他方で、作業部会は、特定の成果を出すことを目的とし、効率的かつ実質的に議論が可能であると思われる 12 名以内で構成することとし、次の一般勧告を作成することを目的とする「グローバルな移住の文脈における女性および女兒の人身売買」作業部会、SDGs に関するハイ・レベル政治フォーラム（HLPF）に報告書を提出することを目的とする SDGs 作業部会、および、国内人権委員会（NHRIs）作業部会、は 1 年以内に見直すという条件で継続されることとなった。

それ以外のテーマについては、各テーマに関するフォーカル・ポイント

およびその代理を2年の任期で任命することとなった。フォーカル・ポイントが任命されるテーマは、性と生殖に関する健康および権利 (sexual and reproductive health and rights)、女性・平和・安全保障 (WPS)、列国議会同盟 (IPU)、国連ウィメン、条約機関および人権理事会メカニズム、地域的人権メカニズム、報復 (reprisals)、2020年人権条約機関の再検討 (2020 Review)、の8つである。

Ⅲ 今後の研究課題

今後の研究課題としては、審査対象国内の女性の人権状況、および、個人通報事例の研究はもちろんのこと、一般勧告第38号となる予定の「グローバルな移住の文脈における女性および女児の人身売買 (trafficking in women and girls in the context of global migration)」の問題が中心的課題になると思われる。この問題は、女性と女児の売買が国境を越えて行われるため、送り出し国、受入国、犯罪組織など関係主体が複数あること、人身売買の目的が売春である場合だけでなく、臓器売買を目的とする場合もあること、売買の対象となる女性は、兵器のように単なる客体ではなく、権利の主体でもあること、活動の目的が人身売買の加害者の処罰なのか、被害者である女性の保護であるのかなど、複数の論点が存在する非常に複雑な問題である。CEDAWとしては、女性と女児の保護を目的とした一般勧告の作成になると思われるが、今後は論点を整理し、女性と女児の売買の現状を踏まえ、有益な一般勧告の作成を目指さなければならない。

次に、SDGsの達成にCEDAWがどのように貢献することができるか、ということ进行を明らかにすることも重要な課題である。「ジェンダー平等を実現しよう」というSDGsの目標5がCEDAWの任務に直接的に関連しているが、貧困、保健・衛生、教育、雇用も、女性の問題でもある。つまり、SDGsのほぼすべての目標が女性の権利と関連しており、ひいてはCEDAWの扱う問題となる。SDGsの実施を監視 (モニタリング) する単独の組織が存在し

ない中、CEDAW の報告書審査の中で SDGs の実施状況を審査することは、女性の権利に限定されるとはいえ、SDGs の達成には有効な方法であると考えられる。

さらに、人権条約機関が増え⁵²⁾、各委員会に対する締約国の報告書提出義務が増大化し、各委員会からの質問・指摘の重複なども見られることから、2020 年には人権条約機関の作業方法の合理化、効率化を目指した再検討が行われる予定である。2019 年 5 月現在、締約国の意見聴取が行われているが、締約国の異なる、別個の条約によって設置された各人権条約機関の作業をどのように整合化させることができるのか、また、国連の人権理事会を含めた国連人権メカニズム全体をどのように合理化、効率化させることができるのかという問題は、限られた人的、予算的資源の中で権利侵害の被害者を真に保護するために緊急に検討すべき課題であるといえるだろう。

おわりに

本稿では、CEDAW 第 72 会期における審議状況について報告し、今後のおもな研究課題を提示した。

2019 年 5 月 5 日までに、CEDAW が目指す完全なジェンダー平等への取り組みを後退させる 2 つの情報が国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) より寄せられた。

第一に、4 月 23 日に採択された女性・平和・安全保障 (WPS) に関連する国連安全保障理事会決議 2467⁵³⁾ は、人工中絶を容認することになるというアメリカの反対により⁵⁴⁾、ドイツ案から「性と生殖に関する健康 (セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス)」という言葉が削除され⁵⁵⁾、採択されたことである。紛争下でレイプ被害にあった女性にとって、とくに性と生殖に関する権利は重要であるし、それは 1994 年のカイロにおける国際人口・開発会議以降一般に認められてきた権利であるため、安保理決議からこの文言が削除されたことは、安全保障理事会を含む国連の人権メカニズム全体と

しての一貫性を毀損する問題でもある。この件について CEDAW 委員の多くが懸念を示しているので、次期会期にはこの問題が議論されることになるであろう。

第二に、国連全体の予算が削減され、専門家の旅費も 25% 削減されることにより、年に 3 回開かれる人権条約機関の秋の会合が中止または延期される可能性があるとのことである⁵⁶⁾。これにより、人権条約機関による締約国の報告書審査も遅れ、人権侵害の被害者の救済が遅れることが危惧される。国連は常に予算不足という問題を抱えており、限られた人的、予算的資源の範囲内でいかに効率的かつ効果的な作業を行うか、ということは真剣に検討されるべき問題である。その点からも、2020 年に予定されている人権条約機関の再検討は重要である。各人権条約機関も、作業の重複や締約国の報告義務の負担を減らすように合理化し、締約国と協力しながら作業を行っていくことが求められている。

注

- 1) 1979 年 12 月 18 日採択 (国連第 34 回総会)、1981 年 9 月 3 日効力発生。日本については、1985 年 6 月 24 日国会承認、1985 年 7 月 25 日効力発生。2019 年 4 月 30 日現在、締約国数は 189 カ国である。

なお、内閣府や外務省などの公的機関では、条約の公定訳に従い「女子」差別撤廃条約と称するが、多くの人権専門家は、「女性」差別撤廃条約と称するので、本稿においても「女性」差別撤廃条約および「女性」差別撤廃委員会とする。

- 2) 女性差別撤廃条約第 1 条および第 2 条。
- 3) 女性差別撤廃条約の実質規定は以下のとおりである。第 1 条 女性差別の定義、第 2 条 締約国の差別撤廃義務、第 3 条 女性の完全な発展・向上の確保、第 4 条 差別とならない特別措置、第 5 条 役割分担の否定、第 6 条 売買・売春からの搾取の防止、第 7 条 政治的・公的活動における平等、第 8 条 国際的活動への参加の平等、第 9 条 国籍に関する平等、第 10 条 教育における差別撤廃、第 11 条 雇用における差別撤廃、第 12 条 保健における差別撤廃、第 13 条 経済的・社会的活動における差別撤廃、第 14 条 農村女性に対する差別撤廃、第 15 条 法の前の平等、第 16 条 婚姻・家族関係における差別撤廃。

- 4) 女性差別撤廃条約第 4 条。
- 5) 条約の英文の "progress" という用語の訳として、第 17 条では「進捗」という用語が、第 18 条では「進歩」という用語が用いられている。
- 6) CEDAW を含め、各人権条約の国内実施を監視するために設置された委員会は、当該人権条約の該当条文に基づいて設置された条約機関 (a treaty body) であり、国連の内部機関ではない。しかし、各委員会はいずれも、その報告書を国連に提出している。また、各委員会は国連の会議場で開催され、国連事務局内の国連人権高等弁務官事務 (UN/OHCHR) の職員が委員会の運営、資料作成などの技術的支援を行っている。したがって、条約機関であるとはいえ、各委員会は、国連と密接な協力関係のもとに活動を行っている。そのため、CEDAW も「国連」女性差別撤廃委員会と呼ばれることが多い。
- 7) 女性差別撤廃条約第 17 条。
- 8) 同上。
- 9) 同上。ただし、国連の内部機関のように、5 つの地域ごとの委員の数が決まっているわけではない。
- 10) 注 5 参照。
- 11) 実際に、2016 年に行われた日本の審査も、第 7 回報告書および第 8 回報告書の 2 回分の報告書がまとめて審査された。UN Doc. CEDAW/C/JPO/CO/7-8.
- 12) 質問票は、審査の 2 会期前に開催されるプレ・セッション作業部会が作成する。
- 13) United Nations Document (UN Doc.) A/65/38, paras. 24-25.
- 14) たとえば、日本の第 7 回・第 8 回報告書に対する 2016 年 3 月 7 日付総括所見では、民法改正 (女性の法的最低婚姻年齢を 18 歳にする、女性が旧姓を保持することができるようにする、女性の再婚禁止期間を廃止する)、マイノリティ女性に対する性差別的発言を処罰する法の制定、独立した専門家機関を通じた定期的な監視などがフォローアップ事項として明記されている。UN Doc. CEDAW/C/JPN/CO/7-8, para.55.
- 15) OHCHR, "Working Method VII. General recommendations", <https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CEDAW/Pages/WorkingMethods.aspx>, (30 April 2019).
- 16) OHCHR, "General Recommendations", <https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CEDAW/Pages/Recommendations.aspx>, (30 April 2019).
- 17) 1999 年 10 月 6 日採択 (国連第 54 回総会)、2000 年 12 月 22 日効力発生。日本は未加入。2019 年 4 月 30 日現在、締約国数は 112 カ国である。
- 18) 議定書第 3 条。なお、第 4 条では、通報の受理可能性の要件として、国内的救済を尽くしていることが挙げられ、さらには、①同一事案がすでに CEDAW で審議されたか、他の手続で審議されている、②女性差別撤廃条約の規定に反する通報、③明白に根拠を欠いているか、十分に立証されていない、④権

利の乱用、⑤議定書効力発生前に生じた事実、の場合には受理不能とされている。

- 19) CEDAW の見解または勧告には法的拘束力はない。しかし、議定書第7条4項に従い、締約国は CEDAW の見解または勧告に十分な考慮を払う必要がある。
- 20) 議定書第7条。
- 21) 議定書第5条。
- 22) Office of the High Commissioner for Human Rights (OHCHR), “Status of Communications Registered by CEDAW under the Optional Protocol” information as of 24 January 2019.
- 23) “Report of the seventy-second session - Annex I (Report of the Working Group on Communications under the Optional Protocol to the Convention on the Elimination of Discrimination against Women”, UN Doc. CEDAW/C/2019/I/CRP.
- 24) 議定書第8条。
- 25) 国際女性の地位協会編『学んで活かそう女性の権利 第3版 女性差別撤廃条約の新展開』尚学社、2016年、19ページ。
- 26) 議定書第8条。
- 27) 投票結果は以下のとおりである。

投票総数 185 票（獲得必要数 93 票）、無効票 0 票、有効票 185 票、棄権票 0 票。

投票結果

【当選】

Ms. Rhoda REDDOCK（トリニダード・トバゴ） 158 票

Ms. Ana PELAEZ NARVAEZ（スペイン） 153 票

秋月弘子（日本） 152 票

Ms. Genoveva TISHEVA（ブルガリア） 148 票

Ms. Aruna Devi NARAIN（モーリシャス） 144 票

Ms. Naela GABR（エジプト） 143 票

Ms. Louiza CHALAL（アルジェリア） 143 票

Ms. Elgun SAFAROV（アゼルバイジャン） 143 票

Ms. Lia NADARAIA（ジョージア） 137 票

Ms. Franceline TOE BOUDA（ブルキナファソ） 131 票

Ms. Gladys ACOSTA VARGAS（ペルー） 128 票

Ms. Tamader AL-RAMMAH（サウジアラビア） 126 票

【落選】

Ms. Zohra RASEKH（アフガニスタン） 125 票

Ms. Dalal AL-ZAYED（バーレーン） 115 票

Ms. Akanti AISSAH epse OUROAKONDO（トーゴ） 86 票

Ms. Sanja ELEZOVIC (モンテネグロ) 85 票

なお、スペインの委員は、障がい者権利委員会の委員を 8 年間務めた全盲の委員であり、CEDAW において「障がいを持つ女性」という複合的な差別に苦しむ女性の権利向上に取り組んでいる。このように 1 つの委員会の委員が他の委員会の委員となることで、委員会間の協力と調整が図られる可能性もあるだろう。

- 28) 23 名の委員のうち、男性は 2 名である。
- 29) UN Doc. CEDAW/C/AGO/CO/7.
- 30) UN Doc. CEDAW/C/ATG/CO/4-7.
- 31) UN Doc. CEDAW/C/BWA/CO/4.
- 32) UN Doc. CEDAW/C/COL/CO/9.
- 33) UN Doc. CEDAW/C/ETH/CO/8.
- 34) UN Doc. CEDAW/C/MMR/EP/CO/1.
- 35) UN Doc. CEDAW/C/SRB/CO/4.
- 36) UN Doc. CEDAW/C/GBR/CO/8.
- 37) 特別報告書の審査はミャンマーが初めてではなく、CEDAW は 2007 年の第 37 会期において、2002 年にインドのグジャラート州で勃発した反ムスリム暴動（2000 人以上が死亡したとされる）が女性に与えた影響についての報告をインドに要請している。UN Doc. CEDAW/C/IND/CO/3, para. 68.
- 38) UN Doc. CEDAW / C / MMR / 4-5.
- 39) UN Doc. CEDAW / C / MMR / CO / 4-5, para.45(f).
- 40) *Ibid.*, paras.54-55.
- 41) UN Doc. CEDAW / C / MMR / Q / 4-5 / Add.2.
- 42) UN Doc. CEDAW/C/MMR/CO/R.4-5/Add.1.
- 43) UN Doc. CEDAW/C/ARG/CO/7/Add.1.
- 44) UN Doc. CEDAW/C/EST/CO/5-6/Add.1.
- 45) UN Doc. CEDAW/C/GHA/CO/6-7/Add.1.
- 46) UN Doc. CEDAW/C/LBN/CO/4-5/Add.1.
- 47) UN Doc. CEDAW/C/NLD/CO/6/Add.1.
- 48) UN Doc. CEDAW/C/PHL/CO/7-8/Add.1.
- 49) UN Doc. CEDAW/C/URY/CO/8-9/Add.1.
- 50) CEDAW/C/2019/I/CRP, Chapter V, A, B.
- 51) CEDAW/C/2019/I/CRP, Chapter V, C.
- 52) 現在、人権条約機関は、人種差別撤廃委員会（Committee on the Elimination of Racial Discrimination : CERD）、自由権規約委員会（Human Rights Committee : CCPR）、女性差別撤廃委員会（Committee on the Elimination of Discrimination against Women : CEDAW）、拷問禁止委員会（Committee against Torture :

CAT)、子どもの権利委員会 (Committee on the Rights of the Child : CRC)、移住労働者委員会 (Committee on Migrant Workers : CMW)、拷問禁止小委員会 (Subcommittee on Prevention of Torture : SPT)、障がい者権利委員会 (Committee on the Rights of Persons with Disabilities : CRPD)、強制失踪委員会 (Committee on Enforced Disappearances : CED) の9委員会である。なお、経済的、社会的および文化的権利委員会は、国連の経済社会理事会決議で設置されているため、「条約」機関とはみなされない。

- 53) UN Doc. S/RES/2467 (2019), <https://undocs.org/S/RES/2467> (2019), (5 May 2019).
- 54) The Guardian, “UN waters down rape resolution to appease US’s hardline abortion stance”, 23 April 2019, <https://www.theguardian.com/global-development/2019/apr/23/un-resolution-passes-trump-us-veto-threat-abortion-language-removed>, (5 May 2019).
- 55) 削除されたパラグラフは、以下の2つのパラグラフである。

“Recognizing the importance of providing timely assistance to survivors of sexual violence, urges United Nations entities and donors to provide non-discriminatory and comprehensive health services, including sexual and reproductive health, psychosocial, legal, and livelihood support and other multi-sectoral services for survivors of sexual violence, taking into account the specific needs of persons with disabilities in line with Resolution 2106”.

“Recognizes that LGBTI individuals are targets of conflict-related sexual violence specifically because of their sexual orientation or gender identity; urges Member States to make efforts to review and strengthen national legislation to protect LGBTI victims; requests further that the monitoring, analysis and reporting arrangements on conflict-related sexual violence as referred to in paragraph [(11)(x)] focus more consistently on violations against LGBTI victims in all situations of concern”

- 56) 2019年4月30日付、人権高等弁務官より各人権条約機関議長への書簡。2019年秋の会合が中止または延期される可能性のある委員会は、子どもの権利委員会、自由権規約委員会、CEDAW、拷問禁止委員会、拷問禁止小委員会、人種差別委員会である。